

人と動物のより良い関係をめざして 動物愛護シリーズ〈その1〉

毎年9月20日から26日までは「動物愛護週間」です。これを機会に、人と動物が共生できる社会の実現に、動物の正しい飼い方などについて考えてみましょう。

また、今年6月、町に甲植木区にお住まいの恵良尚子さん（動物看護士）から「須恵町の町政に関する要望書」が寄せられました。

方などについて要望されています。人と動物の共生、明るく住みよい町づくりに建設的な要望となっています。広聴広報活動と動物愛護の啓発趣旨からこの内容を取り上げ、今月号から3回にわたって紹介します。
（参考資料）総務省監修広報通信・福岡県動物愛護推進協議会発行パンフレット

●ペットはあなたの大切な家族です

近年、少子高齢化や核家族化が進む中で、家族の一員としてペットを飼う家庭が増えていきます。しかし、その一方で、心な



●「飼う」ことは「育てる」こと

テレビや雑誌などに登場する動物たちの愛くるしい姿を見て、「かわいい」「飼いたい」と思う人は多いのではないのでしょうか。また、捨てられた子犬や子ねこを見ると「かわいそう」「なんとかしてあげたい」と



手を差し伸べたくなることもあ

るでしょう。しかし、一時の感情だけで動物を飼うのは無責任というものです。なぜなら、動物を飼うことはだれにでもできることではないからです。



●動物愛護法の豆知識

「動物の愛護及び管理に関する法律」（動物愛護管理法）は、動物の虐待防止や適正な取り扱い方などの動物愛護に関する事項、人に対する危害や迷惑の防止などを図るための動物の管理に関する事項を定めた法律で、

昭和48年9月に「動物の保護及び管理に関する法律」として、議員立法で制定されました。平成11年12月第146回国会において改正、名称変更され、平成12年12月1日から施行、さらに、平成17年6月第162国会において改正され、平成18年6月1日から施行されています。法律の対象となる動物は、家

●飼う前に考えたい大切なこと

庭動物、展示動物、実験動物、産業動物などの人との関わりのある動物とされています。動物を飼うことは、楽しいことばかりではありません。鳴き声がつるさかったり、病気に

なったり、飼い主に面倒をかけることも。飼い主には時間や体力、気力、お金も必要なので、「こんなに手がかかるなんて」「もう面倒がみられない」と思うっても、一度飼いはじめたら途中でやめることはできません。

動物も私たちと同じ大切な命をもっています。飼い主には、動物を愛情と責任をもって育て、最後まで家族の一員として暮らす義務があることを忘れてはいけません。

また、飼い主には、人と動物がうまく共生していくために、飼養する動物が人に危害を加えたり、迷惑をかけたことのないよう管理する責任があります。

そのためにも、動物を飼う前には、飼おうとする動物の習性などをよく調べ、責任をもって最後まで面倒を見ることができるといえるかを、慎重に判断することが大切です。

動物愛護に私の要望（要旨）

恵良尚子さん（甲植木区）



人にも動物にもやさしい町づくり

「動物愛護法が、本年6月に改正施行されました。私はこの13年間、さまざまな現場で福岡の現状を見てまいりました。植木周辺でも、野良猫の不審死やトラバサミ（動物愛護管理法違反）による前肢切断などの虐待、避妊去勢をしていない猫の放し飼いや責任を伴わない野良

猫への餌つけ、公然と行われる犬のフンの置き去りや夜の放し飼い等、さまざまな問題があります。町政には予算の問題や、福祉、介護、教育や児童の安全など、優先すべき課題があることと存じますが、飼い主のモラルの低下を憂慮するだけであつたり、個人のモラルに任せるしかない、問題を先送りするにとどまっています。現状は悪化する一方です。

以前、ザル法といわれた動物管理法の頃は、多くの行政は啓発等に対して腰が重く、いろいろな民間団体や個人の活動を美談のように取り上げることとどま

り、動物愛護は日常とかけ離れた特別なことのような位置づけでした。しかし、平成12年に、物から命へと定義を変えた動物愛護法に改正された頃より、動物の生命尊厳と住民生活、人にも動物にもやさしい町づくりのための啓発や工夫された取り組み、条例化による問題解決に向けての前向きな実践などをすすめる自治体が増えてきました。動物愛護法には、国および自治体のあり方について「教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努めなければならない」と明記されています。この件につき、県に問い合わせたところ、各市町村は県の指導や指示、許可がなくても独自の取り組みができることと

動物愛護は、命の教育として重要な役割があり、また、動物愛護法は、飼い主など特定の人のみが対象といった狭義なものではなく、ペットを飼っている、いないに関わらず、全国民が対象の法律であることを、まず行政の方々にご理解、ご認識をいただきたく存じます。その上で、どうか須恵町でもできることから少しずつでも前向きな取り組みをしていただきたいと願います。

動物を取り巻く諸問題は、地域社会の無関心やことなかれ主義に比例して根が深いものとなっております。しかし、日常生活で起きていることですので、持続的な取り組み、啓発が必要だと考えます。」

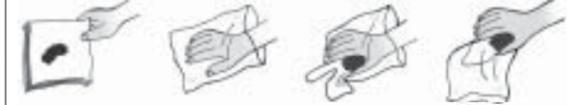
（次号へつづく）



簡単なフンの処理法

散歩中、犬がしたフンは必ず飼い主がその場でひろい、自宅に持ち帰りましょう。

- ①フンの上にとり紙をおく
- ②ビニール袋に手を入れる
- ③ふんをつかむ
- ④ビニール袋を裏返す



福岡県動物愛護推進協議会発行パンフレットから転載